

国が考える学校の適正規模について

●学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第四十一条

小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条

第四十一条 から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、（略）

●義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

（適正な学校規模の条件）

第四条

法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一

学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

二

通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

和歌山県が考える学校の適正規模について

●公立小・中学校の適正規模化について（指針）（平成十八年六月十三日和歌山県教育委員会）

1 小中学校の適正規模の基準

学校の活力を維持・発展させる観点から、以下の適正規模を基準とする。

（1）小学校においては、クラス替えが可能である1学年平均2学級を下限とする12学級～18学級。

（2）中学校においては、クラス替えが可能であり、教科担任制と学習集団の弾力的な編成等のための教員確保が可能となる1学年平均3学級を下限とする9学級～18学級。

別添資料は「令和4年度学校魅力化フォーラム」令和4年8月26日（文部科学省）で使用された資料の一部（文部科学省ホームページにも掲載されています）